

会員各位

7 都柔整第 36 号

令和 7 年 6 月 13 日

公益社団法人 東京都柔道整復師会 理事会

## **TJK による「臨時総会総括」への見解と理事会の立場**

会員の皆様におかれましては、平素より当会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、6 月 4 日に開催された臨時総会において、TJK が発信している一連の見解につきまして、誤解を生む可能性のある内容が多分に含まれており、ここに事実と理事会の立場を明確にさせていただきます。

### **1. 会員の「白紙委任」を軽視する姿勢について**

TJK は「白紙委任は会員の意思ではない」とする主張を展開していますが、これは個々の会員が委任という法的手段を通じて判断を委ねた行為そのものを否定するものです。委任状は、会員自らの考えで委任を意思表示する法的文書であり、これを「意思ではない」と断じることは、会員の判断能力そのものを軽視する極めて失礼な発言と言わざるを得ません。

### **2. 偏った情報からの推測による主張展開**

TJK の主張には、「議論を避けるための不適切な開催方法」「候補者から辞退が出ていた」「復職を正当化するための総会だったのではないかなど、憶測に基づく印象操作的表現が散見されます。これらは客観的根拠の提示が一切なく、事実確認も不十分なまま会員を誘導しようとする姿勢であり、極めて非建設的です。

### **3. 第 2 号議案の不成立は誰の責任か**

特に強調しておきたいのは、第 2 号議案（外部理事・監事の選任）が成立しなかった最大の原因は、TJK 側が意図的に委任状の提出を遅らせたことにあります。

事前に TJK 側からは、ある理事を通じて「委任状は提出しない」旨の意向が伝えられており、理事会

としても開会後の委任状受付はできない旨を同様に通達しております。TJK は定款第 19 条の「開催定足数」を下回ること、総会自体を流す目的があったとも聞き及んでおります。

しかしながら、結果として理事会側の委任状と出席者のみで開催定足数を越えたことを受け、TJK 側は遅れて提出に及んだのです。

その結果、第 1 号議案（懲戒）および第 2 号議案（外部理事・監事）は不成立となり、特に法改正に基づき必要とされていた第 2 号議案が否決されたことは、公益法人として極めて深刻な影響を及ぼします。

一体誰が、当会の未来よりも「第 3・4 号議案」だけに固執していたのでしょうか。TJK の姿勢こそが、重要な議案の軽視そのものであり、罪深いと指摘せざるを得ません。

#### **4. 小島会長解任の正当性と TJK の責任**

TJK は小島前会長の解任理由を「不透明」と批判しますが、そもそも小島氏は TJK が推挙し当選させた人物であり、その責任の一端は TJK にあります。

実際には、理事・職員から多数の深刻なハラスメント報告が寄せられており、会務遂行に大きな支障が出ていたことを、徳永・山崎両理事が面談と書類で再確認の上、全会一致で解任を決定した事実があります。感情的な揶揄でなく、公正な調査と手続きを経た判断であることをご理解ください。

#### **5. 都柔整の未来を真剣に考えるなら**

当会が今直面しているのは、単なる内部の対立ではなく、公益法人として社会的信頼を維持し、将来にわたる運営の健全化を図るための重大な岐路です。

その中で、6 月 4 日臨時総会での第 1 号議案（会員処分）および第 2 号議案（外部監査機能の導入）は、組織の透明性と信頼性を確保するうえで極めて重要でした。

にもかかわらず、それらを軽視し、選挙と役員ポストにのみ関心を集中させているように見えた TJK の姿勢に、私たちは強い懸念を抱いております。

#### **結語**

理事会は、会員の皆様の信頼に応えるべく、今後も透明かつ公正な運営を続けてまいります。一方的かつ感情的な主張ではなく、事実と法規に基づく議論こそが当会を再生へと導く唯一の道です。

どうか、冷静かつ公正なご判断を賜りますよう、会員の皆様に心よりお願い申し上げます。